

K-F r i e n d s 旅費規程

（目的）

第1条 この規程は、クラブ関係者及びクラブより依頼を受けた者に対して支給する旅に関し基準を定めたものである。

（旅行の命令・依頼）

第2条 旅行の命令又は依頼は、クラブ会長が文書または口頭により行うものとする。

（旅費の種類）

第3条 この規程に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃等）、宿泊費、旅費雑費のことをいう。

（旅費の計算）

第4条 交通費は、居住地から移動の時は居住地より、事務所から移動の時は事務所より最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。航空賃は、緊急性もしくは、経済性を勘案して実費を支給することができる。

（旅費の支給・精算）

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、決裁を得なければならない。

（旅費雑費）

第6条 交通費実費支給が困難な場合は、旅費雑費として定額500円を支給できる。

（宿泊費）

第7条 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、旅行中の夜数に応じて1万円（素泊まり）を上限とし、その実費を支払う。

（旅費の調整）

第8条 クラブ会長は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

2. この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、クラブ会長が定める。

（変更）

第9条 この規程は、クラブの運営委員会の決議により変更することができる。

附 則

1 この旅費規程は、平成21年7月1日から施行する。